

JAL二つの裁判を傍聴して（日東整不当解雇裁判、JAL不当労働行為裁判）

10月1日、東京地裁で午前から午後にかけて、二つのJALの裁判がおこなわれました。傍聴記をお知らせします。約80名の支援者が裁判傍聴、報告集会に参加し、東京地裁前ではビラ配布、街頭宣伝による訴えが行われていました。株式市場では再生が進んでも、JALの労務問題は旧態依然で全く再生が進んでいないようです。

1、日本航空による日東整備の不当解雇裁判

3月14日提訴、JAL再建で会社ごとつぶされたJALが実質支配する日東整の2名の整備士が、JALの100%出資の整備会社JAL ECに雇用を承継することなどを求めています。

今日の第3回高等弁論は30分ほどの短いものでしたが、会社側が組合敵視や日東整排除の不当労働行為は行っていないと主張していることに対して、原告側はそうした行為の記録が残されている会社の会議の文書を提出するよう求め弁論が行われました。

次回は11月26日11時から行われます。

これまでに、裁判所へ3519筆の個人署名提出、引き続き1万筆をめざして取り組むことや「勝たせる会」への加入の訴えを行っていくことが報告されました。

争議団の連絡先アドレスは nittosougi@gmail.com 電話は03-3742-3251 です。

2、日航管財人による不当労働行為

東京都労働員会が企業再生支援機構、管財人代理が労使交渉で「整理解雇を争点とする争議権を確立した場合、それを撤回するまで3500億円の出資はできない」と発言した行為を不当労働行為と認定したことに、JAL側が不服として地裁に提訴して争われています。

今日の第6回目の口頭弁論では、JAL側が証人として求めている支援機構ディレクターを裁判官が採用するかどうか、また双方から提出された学者の意見書について、準備書面などを提出する予定などの確認が行われました。次回日程は11月26日11時30分です。

報告集会では、JAL側は倒産法学者の意見書などで、整理解雇裁判と同じように、会社更生法下では、二度と沈まない船にするには、なんでも許されるという乱暴な主張を行っていることが説明されました。また、ILOが日本の政府に対して「行われている訴訟の結果に対して情報を提供するよう」日本政府に要請する勧告をだし、監視が行われています。国際的にも恥ずかしいJALの行為と言えます。

二つの裁判に共通しているのは、組合活動を敵視し、会社の意に沿わないことに対しは違法行為もいとわないという体質のようです。不当整理解雇撤回（ベテラン乗員81名、客室乗務員84名を解雇）の裁判も引き続き高裁で争われています。

JALは9月19日に株式再上場を果たし、時価総額約6900億円と企業再生支援機構の出資金3500億円を大きく上回る結果をだし、異例の早さで独立した会社として再スタートしています。

この再建は、政府や国交省の意を受けた企業再生支援機構が「日本航空の再建に当たっての最大の課題は、安全を確保しつつ運航を維持しながら再生を果たす」としていることが原点のようです。

組合敵視の違法行為は現場で安全運航を支えている航空労働者の人権やチームワークを侵し安全を脅かします。事故が起きれば再建は一気に崩壊します、会社の責任で一刻も早く係争事件を解決して欲しいと願います。